



市議会 12月定例会

市議会12月定例会は12月6日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。主な議案についてお知らせします。

補正予算

一般会計

- ・歳入歳出それぞれ6億3543万2千円を追加し、総額340億6354万5千円とするものでした。主な歳出補正内容は次のとおりです。
- ・障がい福祉サービスにおける訓練等給付費 3988万5千円の増
- ・保育施設運営事業者に対する物価高騰対策支援事業補助 549万2千円
- ・新型コロナウイルススワクチン接種事業 3億6254万9千円の増
- ・妊娠・出産時の経済的支援に係る出産・子育て応援事業 3390万円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に伴う米価下落対策支援金の支給 2387万8千円
- ・プレミアム付き商品券発行事業に伴う商工団体等事業補助 2050万円の増
- ・二本松城跡本丸・三ノ丸高石垣に係る災害復旧事業 6992万9千円



肢体不自由者来所相談会

日 時 1月20日(金)
午後1時～2時30分
場 所 県庁北庁舎1階
福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 1月11日(水)

申込方法

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

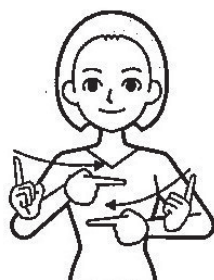
Fax(22)1547

または各支所地域振興課市福祉係

ワンポイント手話

市では、二本松市手話言語条例を制定しています。手話が言語であるとの認識に基づいて、手話を安心して使える環境を整えることで、ろう者を含む全ての市民が支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。広報紙では、今月から「ワンポイント手話」として、手話の動きを1つ紹介します。

「正月、元日、1月1日」



両手人差し指を左右から引き寄せて上下に置く。

※出典…一般財団法人全日本ろうあ連盟「わたしたちの手話 学習辞典1」

◎問い合わせ:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

相続遺言の無料相談会

4日間開催 事前予約制 10:00~15:00

1/4[水] 11[水] 18[水] 25[水]

相談会場 おおたま法務事務所

福島県安達郡大玉村 玉井字の場66番地11 ヌールハイム的場C号室

専門家 司法書士 行政書士 丹治 泰弘

ご予約ダイヤル | 事前予約制(お電話でお申込下さい)

0243-24-6585



低 家 賃 宣 言 ユーミーマンション

住んでみませんか!

安心快適賃貸!

自然災害に強い
今、人気のユーミーマンション
TEL 22-8558
URL <http://www.satou-gumi.co.jp>

二本松市表1丁目552-7
株式会社 佐藤組
協賛 ユーミーあだたら協力会

国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費申請のご案内



国民健康保険に加入されている方で、受診月ごとの医療費の額が一定の金額(自己負担限度額・下表のとおり)を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・受診月に世帯内で国保に加入している方全員分の領収書
- ・認め印
- ・振込先の通帳

申請先

- ・国保年金課(市役所1階)
- ・各支所地域振興課

注意

- ・食費や差額ベッド代等の保険適用外の医療行為は対象外。
- ・未払いがある場合、支払いが済んでから申請してください。
- ・70歳未満の方の受診(入院と外来は別)については、医療機関毎に、2万1千円以上の自己負担をした場合のみ合算できます。
- ・70歳から75歳未満の方は、医療機関や歯科の区別なく合算できます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分 【年間所得】※1	3回目まで	4回目以降 ※2
901万円超(ア)	252,600円 +(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下(イ)	167,400円 +(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下(ウ)	80,100円 +(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

※1【年間所得】=総所得金額(収入金額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(43万円)。世帯内の国保加入者全員の所得で計算します。
 ※2 過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の合算額が、上の表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、合算には次の条件があります。

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算。
- ・同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算。
- ・別計算分は、21,000円以上自己負担した分同士についてのみ合算が可能。

世帯に未申告の方がいる場合、申請受付時に限度額の判定ができないため、上位所得者(ア)と同じとみなされます。必ず申告した上で申請してください。

支給については、受診内容確認後となります。確認には、受診月から3カ月程度必要なので、支給まで時間がかかります。

◎問い合わせ:

国保年金課 国保年金係
 ☎(55)5106
 Fax (22)1547
 または各支所地域振興課

がかかる場合があります。領収書が不足している場合、支給額が発生しない、もしくは減額となる場合があります。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

70歳以上75歳未満の方は、外来(個人単位)の限度額Aを適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額Bを適用します。

所得区分	住民税課税 所得額	外 来 (個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B	
			3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円+	(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円+	(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円+	(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
一 般	-	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者(Ⅱ)	住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得者(Ⅰ)	所得0円	8,000円	15,000円	

医療費控除を
申告している
ときは?



確定申告などで医療費控除を申告するときは、医療費の総額から高額療養費の支給額を差し引いて計算しなければなりません。

確定申告などで医療費控除を申告する予定の方は、高額療養費の申請を先に済ませるようお願いいたします。

前年度分など、すでに医療費控除を申告している月分の高額療養費を受給したときは、修正申告が必要となる場合があります。申告および修正申告については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

税務課市民税係
 ☎(55)5085
 Fax (22)0790
 二本松税務署
 ☎(22)1192

※二本松税務署は音声ガイダンスによる案内となります。ガイダンスに従って操作してください。